

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>子ども医療費無料化</p> <p>対象者：①出生から中学校卒業までの子ども（群馬県内の市町村で一律実施） ②中学校卒業から18歳の年度末までの子ども（市町村民税非課税等一定の要件あり）</p> <p>内容：入院・外来ともに保険診療の医療費を無料化</p> <p>問合せ：《国民健康保険課 国民健康保険係》 TEL：0276-63-3111（代表）</p>
	<p>子どものインフルエンザ予防接種費用助成</p> <p>対象者：接種日に町内に住所を有する中学3年生相当の人及び高校3年生相当の人</p> <p>内容：上限2,000円で1人につき1回まで助成します。</p> <p>問合せ：《健康づくり課 健康づくり係》 TEL：0276-62-2121（代表）</p>
	<p>保育料等補助 ①保育料の免除 ②副食費の免除</p> <p>対象者：①18歳までの子どもが3人以上いる家庭の3人目以降で、町から保育認定を受け、保育園・認定こども園等に通う3歳児未満の子ども ②18歳までの子どもが3人以上いる家庭の3人目以降で、町から保育認定を受け、保育園・認定こども園等に通う3歳児以上の子ども</p> <p>内容：①3人目以降の子どもの保育料を無料化 ②3人目以降の子どもの副食費を無料化</p> <p>問合せ：《こども課 教育保育係》 TEL：0276-63-3111（代表）</p>
	<p>子育て育児用品購入費等助成事業</p> <p>対象者：次のすべての要件を満たす保護者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有する乳児（1歳未満児）を現に監護していること ・町内に住所を有する人 ・本町の町税を完納していること <p>内容：乳児の誕生日から満1歳となる日までの間に、保護者が町内の小売販売店等において購入または利用した次の子育て育児用品の購入経費等を対象として、乳児1人につき1回限りで10,000円を上限額として助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おむつ関連用品 ・授乳関連用品 ・加工済みの乳児用食品や乳児用衣類、寝具、ベビーカーその他の育児用品 ・大泉町ファミリー・サポート・センターにおけるママヘルプ事業に係る各種サービス <p>問合せ：《こども課 子育て支援係》 TEL：0276-63-3111（代表）</p>
	<p>子育て援助活動支援事業（大泉町ファミリー・サポート・センター事業）</p> <p>対象者：・援助を受けたい人：お願い会員…生後6ヶ月から小学6年生までの子どもの保護者 ・援助を行いたい人：まかせて会員…心身共に健康で、講習会を受講していただいた人 ・両方を行いたい人：どっちも会員…お願い会員、まかせて会員の両方を兼ねる人</p> <p>内容：子育て中の保護者の日常生活を支援するため、援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、センターを通じて育児の助け合いを有料で行います。</p> <p>○事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園、幼稚園、小学校等への送迎 ・放課後の預かり ・夏休み、冬休みの終日預かり ・冠婚葬祭や保護者の病気、その他急用の場合の預かり ・買い物など、外出の際の預かり ・病児、病後児の緊急預かり <p>○利用料等</p> <p>利用料については、援助の内容や曜日などにより、1時間当たり700円～1,600円（援助の時間が30分未満である場合は、その半額）となり、援助の終了後に「お願い会員」から「まかせて会員」へ直接お支払いいただきます。</p> <p>問合せ：《こども課 子育て支援係》 TEL：0276-63-3111（代表）</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>ママヘルプ事業(大泉町ファミリー・サポート・センター事業)</p> <p>対象者：・出産の予定日の1ヶ月前（多胎妊娠の場合においては、出産の予定日の2ヶ月）から出産の日後1年を経過する日の前日までの女性 ・大泉町ファミリー・サポート・センターへ利用登録の届け出を行った人 ・次のすべての要件を満たす人 ①本町に居住し、本町の住民基本台帳に記録されていること ②入院等をしていないこと ③1日の全部または一部において、育児や家事などを代わりに行う家族がいない状態であること</p> <p>内 容： 妊娠中や産後の身体や心が疲れている時期に、有料で家事援助や育児補助を行う事業です。利用希望者からの依頼に応じて、大泉町ファミリー・サポート・センターが次の育児や家事等の必要なサービスを提供する人（まかせて会員）を紹介します。 ・乳児の沐浴介助その他の育児の補助 ・食事の準備及び後片付け ・居室等の掃除及び整理整頓 ・衣類の洗濯など、育児や家事等の必要な援助</p> <p>○利用料等 利用料については、初回2時間まで（多胎妊娠の場合は2回4時間まで）の利用は無料となりますが、その後の利用は1時間当たり700円（土・日・祝日は800円）となり、サービスの終了後に、「お願い会員」から「まかせて会員」へ直接お支払いいただきます。</p> <p>問合せ：《こども課 子育て支援係》 TEL：0276-63-3111（代表）</p>
	<p>学童保育学習サポート事業</p> <p>対象者：各児童館の学童保育を利用している児童（小学1年生～6年生）</p> <p>内 容：学童保育の時間の中で、学校の宿題等の学習支援を行います。（週3回）</p> <p>問合せ：《こども課 子育て支援係》 TEL：0276-63-3111（代表）</p>
	<p>子育て世代包括支援センター</p> <p>対象者：妊娠期から子育て期にある子育て世代の人</p> <p>内 容：妊娠期から子育て期のさまざまな相談に対し、切れ目のない支援を行う総合的な窓口の開設。健康づくり課では主に、妊娠・出産・子どもの健康に関する相談を受けます。こども課では主に、入園や、子どもに関する各種手当などの相談を受けます。</p> <p>問合せ：《健康づくり課 健康づくり係》 TEL：0276-62-2121（代表） 《こども課 子育て支援係》 TEL：0276-63-3111（代表）</p>
	<p>不妊・不育症治療費助成制度</p> <p>対象者：不妊症・不育症と診断された、次に定めるすべての要件を満たす夫婦 ・夫または妻のいずれか一方または双方が、町内に住所を有し、1年以上経過していること ・世帯において町税の滞納がないこと</p> <p>内 容：医療保険適用以外の治療費の2分の1を助成 ・不妊症：1年度あたり10万円を上限とし、連続する5年度まで ・不育症：1回あたり30万円を限度とし、夫婦一組につき5回まで</p> <p>問合せ：《健康づくり課 健康づくり係》 TEL：0276-62-2121（代表）</p>
	<p>ブックスタート事業</p> <p>対象者：7か月児健康診査を受診する全ての乳児及びその保護者</p> <p>内 容：7か月児健康診査時に、絵本などが入ったブックスタートバックを配布します。</p> <p>問合せ：《町立図書館》 TEL：0276-63-6399（代表）</p>
	<p>産前・産後サポート事業</p> <p>対象者：町内に住所を有する妊婦、産婦及びその家族</p> <p>内 容： 出産間近な妊婦や出産後間もない母子及びその家族に対して保健師等による相談・訪問を行い、子育てに必要なサービスを紹介し、妊産婦及び家族の出産前後の不安を解消できるようサポートを行います。 ・妊産婦等の悩みや産前産後の心身の不調に関する相談支援 ・保健師等による訪問指導 ・産婦健康診査を医療機関にて実施（産後約2週間） ・地域の子育て支援サービス等の紹介</p> <p>その他、妊娠中の買い物や健診等において、デマンド交通の利用が可能となっています。（町内片道300円）</p> <p>問合せ：《健康づくり課 健康づくり係》 TEL：0276-62-2121（代表）</p>
	<p>産後ケア事業</p> <p>対象者：町内に住所を有する生後2ヶ月未満の乳児及びその母親</p> <p>内 容：母乳相談、授乳指導、乳房ケア、沐浴指導など育児に関する相談、産婦が休養できる場の提供など （利用料金1日2,000円（昼食代含む）） ※委託施設にて実施</p> <p>問合せ：《健康づくり課 健康づくり係》 TEL：0276-62-2121（代表）</p>

分類	事業名（対象者・内容）
住宅 支援	<p>勤労者住宅資金融資</p> <p>対象者： 次のすべてを満たす人 <ul style="list-style-type: none"> ・勤労者であること ・町内に自己の居住の用に供する住宅を新築、取得または増改築しようとする人 ・町の町税を完納していること </p> <p>内 容： 勤労者に対し、住宅の新築等に必要な資金を融資することにより、勤労者の福祉の増進と生活の安定を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○条件 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の新築、取得に必要な資金 ・住宅の増改築に必要な資金 ・担保などは取扱金融機関の定めによる ○限度額 <ul style="list-style-type: none"> 新 築： 1, 0 0 0 万円以内 増改築： 4 0 0 万円以内（前々年度以降土地取得した場合は、3 0 0 万円以内で加算できません。） ○期間 <ul style="list-style-type: none"> 新 築： 2 0 年以内 増改築： 1 0 年以内 （それぞれ3ヶ月以内の据え置き可） ○利率 <ul style="list-style-type: none"> 年3. 3 %（ただし中央労働金庫のみ2. 7 %） ※別途保証料が必要です。 <p>問合せ：《経済振興課 商工振興係》 TEL：0276-63-3111（代表）</p>
	<p>住宅リフォーム補助制度</p> <p>対象者： 次のすべてを満たす人 <ul style="list-style-type: none"> ・リフォーム工事を行う住宅に居住している人、または工事完了後に居住する予定の人（申請時に町外に住んでいる場合は、申請年度内に町内に住民票を移す必要があります。） ・大泉町の住民基本台帳に記録されている人 ・世帯において町税の滞納がないこと </p> <p>内 容： ○対象となる建物 建築後10年以上経過している建物 （補助対象者が所有する住宅または集合住宅で補助対象者が居住している部分に限ります。）</p> <p>○対象となる工事 <ul style="list-style-type: none"> ・税込20万円以上のリフォーム工事 ・町内施工業者（大泉町小規模契約希望者または大泉町商工会建設部会加入事業者）による工事 ・大泉町の他の補助金の交付を受けていない工事（移住支援金を除きます。） </p> <p>○補助金額 補助対象経費となる工事にかかった経費の10分の1（上限5万円、千円未満切り捨て） （ただし、町外の業者が施工した部分は対象経費に含まれません。） ※補助金は全額大泉スタンプ商品券での交付となります。（1申請者あたり1回）</p> <p>問合せ：《経済振興課 商工振興係》 TEL：0276-63-3111（代表）</p>
	<p>町営住宅の紹介(HP)</p> <p>対象者： 住宅に困っている収入の低い人（町ホームページに詳細の入居資格要件あり） （町営住宅入居資格： https://www.town.oizumi.gunma.jp/s022/kurashi/010/010/040/20200826161243.html）</p> <p>内 容： 町営住宅について町ホームページで紹介（町営住宅一覧表： https://www.town.oizumi.gunma.jp/s022/kurashi/010/010/030/20200826160737.html）</p> <p>問合せ：《都市整備課 施設建築係》 TEL：0276-63-3111（代表）</p>
定住 支援	<p>大人の風しん予防接種費用助成</p> <p>対象者： 接種日に町内に住所を有し、妊婦を希望する夫婦または妊婦の夫（ただし、婚姻の有無は問わない）</p> <p>内 容： いずれかのワクチンについて、1人につき1回まで助成します。 <ul style="list-style-type: none"> ・風しんワクチン：上限3, 0 0 0 円 ・麻しん風しん混合ワクチン：上限5, 0 0 0 円 </p> <p>問合せ：《健康づくり課 健康づくり係》 TEL：0276-62-2121（代表）</p>
	<p>人間ドック検診費の助成</p> <p>対象者： ①大泉町国民健康保険の加入者で、国民健康保険税を完納している世帯に属する人間ドック受診者 ②大泉町在住の群馬県後期高齢者医療制度の加入者で、後期高齢者医療保険料を完納している人間ドック受診者</p> <p>内 容： ・日帰りドック：20, 0 0 0 円を上限に検診費用の6割に相当する金額を助成（1年度に1回） ・一泊ドック：30, 0 0 0 円を上限に検診費用の6割に相当する金額を助成（1年度に1回） ・脳ドック：30, 0 0 0 円を上限に検診費用の6割に相当する金額を助成（5年度に1回）</p> <p>問合せ：《国民健康保険課 国民健康保険係》 TEL：0276-63-3111（代表）</p>

分類	事業名（対象者・内容）
定住支援	<p>生ごみ処理機器購入費補助金</p> <p>対象者：次のすべてを満たす人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内の店舗で生ごみ処理機器を購入すること ・町内で生ごみ処理機器を使用すること ・世帯において町税の滞納がないこと <p>内 容：生ごみ処理機器の購入額の2分の1に相当する金額（100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理機（電気式のもの）：上限20,000円 ・生ごみ処理容器（コンポスターなど）：上限2,000円 <p>問合せ：《環境整備課 環境整備係》 TEL：0276-63-3111（代表）</p>
農業体験・就農支援	<p>農園の貸出し</p> <p>対象者：町内に住所を有し、世帯全員が町税を滞納していない人</p> <p>内 容：町民の皆さんが余暇を活用し、土に親しみながら農業への理解を深めることを目的に、一区画16.38平方メートル（約5坪）の農園の利用者を募集しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区 画：44区画（1世帯1区画まで） ・使用料：1区画3,000円/年 ・貸付期間：令和3年3月1日（月曜日）から令和4年2月28日（月曜日）まで <p>問合せ：《農業振興課 農業振興係》 TEL：0276-63-3111（代表）</p>
就労支援	<p>創業支援事業</p> <p>対象者：町内で創業を目指す人</p> <p>内 容：経済振興課内に創業支援相談に関する相談窓口を設け、商工会・町内金融機関と連携し、適切な創業支援の提供を行います。</p> <p>問合せ：《経済振興課 商工振興係》 TEL：0276-63-3111（代表）</p> <p>店舗リニューアル補助制度</p> <p>対象者：個人または法人登記上の本店の所在地が町内にある営利を目的とする法人で、町税の滞納がなく、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内の店舗において、現に事業を営んでいること ・町内の空き店舗において、事業を営もうとしていること <p>内 容：○対象となる建物 店舗部分の床面積が1,000㎡未満の店舗または空き店舗（店舗の場合は建築後10年以上経過しているもの） 卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業を営む店舗または空き店舗</p> <p>○対象となる工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税込20万円以上の店舗改装工事 ・町内施工業者（大泉町小規模契約希望者または大泉町商工会建設部会加入事業者）による工事（町外に居住する個人が申請する場合は、施工業者の要件はありません） <p>○対象経費 空き店舗等の改修または改装に伴う備品の購入に係る経費の10分の1以内の額（上限50万円、千円未満切り捨て）</p> <p>問合せ：《経済振興課 商工振興係》 TEL：0276-63-3111（代表）</p> <p>介護職員研修補助事業</p> <p>対象者：町内に住所を有し、町税の滞納をしていない人</p> <p>内 容：教材費を除く研修受講に要した費用を補助します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員初任者研修課程：上限30,000円 ・生活援助従事者研修課程：上限15,000円 <p>問合せ：《高齢介護課 介護保険係》 TEL：0276-62-2121（代表）</p>
就学支援	<p>大泉町看護職員入学金補助金</p> <p>対象者：保健師助産師看護師法の規定により指定された学校または保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所、准看護師養成所に入学した人で次のいずれかに該当する人（ただし、世帯において町税の滞納ある場合は対象外です。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学時、町内に住所を有する人 ・通学のため町外に転出した人 <p>内 容：学校などに支払った入学金の2分の1に相当する額とし、上限10万円まで補助します。 ※補助金の交付は補助対象者1人につき1回限りです。 ※退学および資格取得できなかった場合、補助金の返還が生じる場合があります。</p> <p>問合せ：《健康づくり課 健康づくり係》 TEL：0276-62-2121（代表）</p>